

## 司法制度改革審議会意見書（抜粋）

### II 国民の期待に応える司法制度

#### 第1 民事司法制度の改革

#### 3. 知的財産権関係事件への総合的な対応強化

知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、民事裁判の充実・迅速化に関する方策に加え、以下の方策等を実施すべきである。

- ・ 東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、専門性が強化された裁判官や技術専門家である裁判所調査官の集中的投入、専門委員制度の導入、特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化などにより、裁判所の専門的処理体制を一層強化すべきである。
- ・ 弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
- ・ 法曹の専門性を強化すべきである。

日本知的財産仲裁センターや特許庁（判定制度）等の ADR を拡充・活性化し、訴訟との連携を図るべきである。

#### (1) 総合的な対応強化の必要性

前記のとおり、専門的知見を要する事件について、充実した審理と迅速な手続をもって対処することは、現代の民事司法の重要かつ喫緊の課題である。とりわけ、知的財産権関係訴訟事件の充実・迅速化については、各国とも知的財産をめぐる国際的戦略の一部として位置付け、これを推進するための各種方策を講じているところであり、我が国としても、こうした動向を踏まえ、政府全体として取り組むべき最重要課題の一つとしてこの問題を位置付ける必要がある。

かねて、東京・大阪両地方裁判所は、知的財産権関係事件の専門性にかんがみ、それぞれ専門部を設け、この種の事件の処理に精通した裁判官、技術専門家である裁判所調査官を配置して、専門的処理体制を整備してきたが、近時の知的財産権関係訴訟事件の増加に伴い（地方裁判所民事通常第一審新受件数は平成元年の 331 件から平成 11 年には 642 件に増加）、更なる専門的処理体制を拡充してきた（なお、東京・大阪両高等裁判所においても、専門的処理体制がとられている。）。このような裁判所の体制強化等の結果、平均審理期間も短縮されてきている（地方裁判所民事通常第一審既済事件を見ると、平成元

年の 29.2 か月から平成 11 年には 23.1 か月に短縮)。特に、専門的処理体制を拡充してきた東京・大阪両地方裁判所の平均審理期間は、他の地方裁判所に比べて短い上、その短縮傾向は顕著である（東京・大阪において、弁護士の専門化が進んでいるということも一因であろう。）。

また、新民事訴訟法が、知的財産権関係訴訟事件のうち、特許権、実用新案権等に関する事件について、東京・大阪両地方裁判所にいわゆる競合管轄を認めた結果、これらの訴訟の新受事件の大半は両地方裁判所へ提起されるようになっている（特許権については新民事訴訟法施行前の平成 9 年の 66.9%から平成 11 年で 84.3%、12 年には 87.5%に増加。実用新案権については平成 9 年の 47.1%から平成 11 年で 63.9%、12 年には 81.4%に増加。ただし、平成 12 年の数値はいずれも概数）。

特許侵害紛争に関しては、権利侵害に対する救済措置の拡充等のために、平成 10、11 年に特許法を改正し、侵害額の算定方式の見直し、計算鑑定人制度の導入等の損害賠償制度の改革を図るとともに、侵害行為の立証を容易にするため、文書提出命令の拡充、積極否認の特則の新設等の措置を講じたところである。しかしながら、権利者が相手方の対象物件又は方法を特定し、侵害行為があった旨を立証することは依然として困難であるとの指摘がなされており、更なる証拠収集手続の改善の必要性も指摘されている。

## (2) 総合的な対応強化の具体的方策

このような取組を踏まえ、知的財産権関係事件訴訟の更なる充実・迅速化を図るため、訴訟手続に関する制度的整備と併せて、裁判所の執務体制の整備・強化、専門化した裁判官、弁護士等の人材の育成・増強など、知的財産権関係事件に関わる人的基盤の強化等を図っていかねばならない。

具体的には、知的財産権関係訴訟事件の審理期間（平成 11 年で 23.1 か月）をおおむね半減することを目標として、民事裁判の充実・迅速化に関して述べた、計画審理の推進、証拠収集手続の拡充等に加え、以下の方策等を実施すべきである。

- ・ 専門性が強化された裁判官や技術専門家である裁判所調査官の集中的投入、先端的技術的分野にも対応しうる専門委員制度の導入、特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件について、上記のような知的財産権関係訴訟の現状を踏まえた、東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化（ただし、これによって当事者の利益を害する特段の事情がある場合には、他の裁判所でも処理することを可能とすべきである。）などにより、東京・大阪両地方裁判所の専門部の専門的処理体制を一層強化すべきである。これによって、両地方裁判所の専門部が実質的に「特許裁判所」として機能することになる。なお、東京・大阪両高等裁判所の専門的処理体制の強化の方策についても検討を加え、必要な措置を講じるべきである。
- ・ 技術的知見を有する弁理士の専門性をも活用するため、弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
- ・ 法曹の専門性を強化すべきである。

また、知的財産権をめぐる紛争の適正・迅速な処理のためには、訴訟手続によらない柔軟な解決を可能にすることも必要であり、日本知的財産仲裁センター（旧工業所有権仲裁

センター)や特許庁(判定制度)等の ADR を拡充・活性化するとともに、裁判所が事案に応じて専門性を有する ADR 機関に手続の全部又は一部を付することのできる手続の整備など訴訟との連携を強化すべきである。

以上のような諸方策を円滑に実施に移し、さらには、今後、知的財産権をめぐる紛争解決に関する利用者のニーズ等に的確に対応し、紛争の予防、事件の適正・迅速な解決を実現していくためには、関係機関(関係省庁、裁判所を含む。)による連携を一層強化することが望まれる。